

東北地域貿易促進協議会設置要綱

(目的)

第1条 東北地域の貿易促進に関する協力体制を確立し、域内における貿易のより一層の振興を図るため、東北経済産業局に「東北地域貿易促進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(事業)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東北地域の貿易に関する情報の収集及び提供
- (2) 東北地域の貿易の促進に資するための調査・研究
- (3) 東北地域の貿易促進に関する啓発・普及
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 協議会は次の者をもって構成する。なお、議決により、本協議会の趣旨に賛同する関係機関を賛助会員とすることができるものとする。

【構成員】

東北財務局

仙台国税局

東北農政局

東北経済産業局

東北地方整備局

東北運輸局

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

仙台市

独立行政法人国際協力機構 東北センター

独立行政法人日本貿易振興機構 青森貿易情報センター

独立行政法人日本貿易振興機構 盛岡貿易情報センター

独立行政法人日本貿易振興機構 仙台貿易情報センター

独立行政法人日本貿易振興機構 秋田貿易情報センター

独立行政法人日本貿易振興機構 山形貿易情報センター

独立行政法人日本貿易振興機構 福島貿易情報センター

独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部

株式会社日本貿易保険

一般社団法人青森県銀行協会

一般社団法人岩手県銀行協会

一般社団法人宮城県銀行協会

一般社団法人秋田県銀行協会

一般社団法人山形県銀行協会

一般社団法人福島県銀行協会

一般社団法人東北地区信用金庫協会

一般社団法人東北経済連合会

一般社団法人東北ニュービジネス協議会
一般財団法人海外産業人材育成協会
東北六県商工会議所連合会
東北六県・北海道商工会連合会連絡協議会
東北・北海道中小企業団体中央会連絡協議会
株式会社日本政策投資銀行 東北支店
株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業本部 地区営業統轄（東北ブロック）
株式会社商工組合中央金庫 仙台支店
株式会社国際協力銀行

（組織）

- 第4条 協議会には会長を置き、東北経済産業局長がこれにあたる。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
 - 3 協議会に幹事会を置き、次の者をもって構成する。
 - 4 幹事会は協議会の事業について企画・立案を行い、これを提案する。

【幹事会構成員】

東北経済産業局 総務企画部 国際課
独立行政法人国際協力機構 東北センター
独立行政法人日本貿易振興機構 仙台貿易情報センター
独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部 企業支援部

（会議）

- 第5条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。

（庶務）

- 第6条 協議会の庶務は東北経済産業局総務企画部国際課において行う。

（補足）

- 附則 この要綱は、平成 3 年 5 月 3 1 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 6 年 6 月 9 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 6 年 1 0 月 1 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 1 3 年 1 月 6 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 1 6 年 7 月 1 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 2 2 年 9 月 1 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 2 3 年 7 月 2 2 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 2 4 年 5 月 1 8 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 2 4 年 9 月 3 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 2 5 年 8 月 2 6 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 3 1 年 3 月 8 日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する。